

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく  
地方独立行政法人市立東大阪医療センター行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、また、女性が活躍できる雇用環境を整備し、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年4月1日～令和11年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1：年次有給休暇の年間平均取得日数を12日以上、ワークライフバランス促進休暇（年7日付与）を全ての部局で平均5日以上取得する。

<対策>

- 令和6年4月～ 能率的に業務を遂行できるよう、各部局において継続して業務改善を図る。
- 令和6年10月～ 休暇取得日数の状況を把握し、関係委員会と連携しながら、取得促進に向けて所属長等に発信するなどの対策を検討し、実施する。
- 令和9年4月～ 目標達成できていない部局とヒアリングを実施し、達成計画を立案する。

目標2：時間外・休日労働の月平均時間を令和5年度実績から10%削減する。  
※医務局を除く

<対策>

- 令和6年4月～ 能率的に業務を遂行できるよう、各部局において継続して業務改善を図る。
- 令和6年10月～ 休暇取得日数の状況を把握し、関係委員会と連携しながら、取得促進に向けて所属長等に発信するなどの対策を検討し、実施する。
- 令和9年4月～ 目標達成できていない部局とヒアリングを実施し、達成計画を立案する。

目標3：育児休業の取得率を次の水準とする。

男性職員・・・取得率を60%以上とする。

女性職員・・・取得率90%以上を維持する。

<対策>

- 令和6年4月～ 職員または配偶者の妊娠・出産等を申し出た職員に対して、育児休業の意向確認を行うとともに、子育て支援制度の説明を個別に実施する。
- 令和6年4月～ 子育て支援にかかる制度や夫婦ともに育児休業を取得するメリット等について、イントラネットを用いて全職員に周知するとともに、制度改正時は速やかに情報を発信する。
- 令和9年4月～ 目標水準に達していない場合は、ダイバーシティ研修を実施するなど、取得率向上のための具体策を検討し、実施する。